

「区・自治会」にご加入をお願いいたします。

# 富士河口湖町

### 富士河口湖町 区・自治会名

# 【船津地区】自治会名

1	揚町自治会	10	本町二丁目自治会	19	富士見町一丁目自治会	28	県営住宅自治会
2	浜町自治会	11	七軒町一丁目自治会	20	富士見町二丁目自治会	29	高尾南町自治会
3	若松町自治会	12	七軒町二丁目自治会	21	富士見町三丁目自治会	30	富士見タウン自治会
4	上町自治会	13	七軒町三丁目自治会	22	富士見町四丁目自治会	31	河口湖通自治会
5	松場町一丁目自治会	14	七軒町四丁目自治会	23	本町自治会	32	大久保自治会
6	松場町二丁目自治会	15	南台一丁目自治会	24	上の段下自治会	33	宮森自治会
7	湖南町一丁目自治会	16	南台二丁目自治会	25	上の段中自治会	34	大池自治会
8	湖南町二丁目自治会	17	七軒町中自治会	26	上の段上自治会	35	浅川自治会
9	湖南町三丁目自治会	18	市道町自治会	27	高尾町自治会		

### 【小立地区】区・自治会名

	1	乳ヶ崎区	3	久保区	5	西区	7	河口湖ニュータウン
:	2	林区	4	八町屋区	6	町営住宅小立団地自治会	1	自治会

# 【大石地区】区名

1	中沢区	4	下条区	7	湯口区	
2	上手区	5	後藤区	8	ペンション村区	
3	東村区	6	中村区	9	松風台区	

# 【河口地区】自治会名

1	河口第一自治会	3	河口第三自治会	5	河口第五自治会	
2	河口第二自治会	4	河口第四自治会	6	河口第六自治会	

# 【勝山地区】区・自治会名

	勝山第	31区		勝山第	第2区	勝山第3区				
1	元町自治会	東富士見自治会	2	大瀬戸自治会	南中央町自治会	3	松原自治会	新町自治会		
	中村自治会	西富士見自治会		東尾島自治会	旭町自治会		小海上村自治会	東町自治会		
	上町自治会	松ヶ丘自治会		西尾島自治会	旭南町自治会		浜町自治会	光南台自治会		
	毛石山自治会	桜ヶ丘自治会		中央町自治会	つつじヶ丘自治会		西町自治会			
	一本松自治会	1 1 1			1 1 1 1			1 1 1		

# 【足和田地区】区・自治会名

1	長浜区	2	西湖区	3	根場区	4	大嵐区	5	町営住宅大嵐団地
---	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---	----------

### 【上九一色地区】区名

1	精進区	2	本栖区	3	富士ヶ嶺区

# もくじ

ページ

1.	区・自治会の概要・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• -	1
2.	区・自治会のメリッ	<b> </b>	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3	3
3.	区・自治会の主な活	動	例	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠ 5	5
4.	会長と役員の役割・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 6	3
5.	会長の心がけ・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• -	7
6.	組織運営・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠ ٤	3
7.	加入促進対策・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	10	C
8.	区・自治会への各種	補	助	金	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	12	2
9.	区•自治会担当課•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1.	4
10.	、区・自治会とかかれ	つ! <u>.</u>	) σ.	沟	₽U	/Щ	J <i>O</i>	) ) 第	赵	多と	<u> </u>	<u> </u> 일	部	₹•	•	•	•	•	•	•	1 !	5

# 1. 区・自治会の概要

### (1)区・自治会とは

一定の地域に住む人々が、日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通するさまざまな課題を協力して解決し、ふれあいのある快適なまちづくりを目指して自主的に活動している住民自治組織です。

地区により、区または自治会となっています。その規模は小さい自治会では10世帯ほど、大きな区では400世帯ほどです。

最近では、様々な理由により地域の結束力が弱まっています。しかし、地域の課題は地域の皆さんが協力し合わないと解決できません。そのために、 区や自治会への加入がとても重要となります。

# 区・自治会への加入をお願いします!

☆地域にお住まいの方なら誰でも加入できます。

☆「自分たちの地域は、自分たちの手で」を合言葉に

# 区や自治会に加入しましょう。

(加入申込書が巻末にあります。)

### (2)区・自治会の役割

### ①情報の提供

区・自治会、町の情報等をお知らせするため、回覧及び総会資料や広報誌をはじめ、資料配布などを行っています。

### ②安全•安心

犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、防犯灯の設置及び維持管理、また、 子どもや高齢者の見守り活動を行っています。

### ③きれいで快適

きれいで快適なまちをつくるため、公園、道路など地域の清掃活動やまちかど花 壇・沿道の花植えを行っています。

### 4ふれあい

地域住民が相互にふれあうため、子どもから高齢の方まで、世代間交流を図り、地域の祭りや体育祭りなどに参加したり、子ども会(育成会)や高齢者を対象にした行事を実施したりします。

### ⑤防災

いざという時のため、自主防災組織(自主防災会)を結成します。さらに、災害や火災に備え防災訓練や消火訓練などを実施しています。 有事の際は協力して対応します。

### ⑥健やか

誰もが地域で安心して健やかに暮すため、地域で支え合う福祉活動や子供たちの健 全育成活動を行っています。

### ⑦リサイクル

資源ごみの回収を行い、リサイクル活動を推進します。



# 2. 区・自治会のメリット

### (1)区・自治会に加入することのメリット

区や自治会に加入することにより様々なメリットが生まれます。

### ①出会いと交流

地域での出会いが生まれ、交流が深まります。顔見知りが増えることにより、防犯・ 防災面での安全向上につながるほか、災害などの緊急時にもご近所の方々とまとまっ た行動ができます。

### ②行政への働きかけ

身の回りの要望や提案、気がついたこと等を地域の声として行政に働きかけます。 この結果、道路の改善や暗がりの解消など、地域の環境が良くなります。

### ③見守り活動

定期的に回ってくる回覧板、広報誌など行政からの情報については区長・自治会長 を通じ組長が配布しており、このことが高齢者世帯などの見守り活動につながります。 また、子どもを見守り、地域で育てるという「地域の教育力」が向上します。

### ④エコ活動への取り組み

古新聞や段ボールなどの資源回収に力を入れている区や自治会もあります。資源の 大切さの意識向上に役立つとともに、古新聞等を家庭に長く保管しておかなくても済 むという利点もあります。

### ⑤排水設備設置補助や公園墓地使用権など

区や自治会に加入することにより、各財産区の資金を財源とした各種助成措置があります。また、公園墓地を使用する権利も発生します。(お住まいの地区や居住年数等により異なりますので、詳細は各課担当にお問い合わせください。)

### ⑥広報誌、議会だより及び町民カレンダー

「広報富士河口湖」、「議会だより」や「町民カレンダー」を区・自治会を通して 直接配布をいたします。(自治会未加入の方につきましては、お手数ですが役場本庁 や各出張所、コンビニ等へ取りにきていただきますようお願いします。)

### (2) 特に災害時!!

『いざ』という時に、行政の対策だけで十分なのでしょうか?

### ⇒とても心配です!

区や自治会に加入することにより、災害時の情報伝達が容易になるなど、安全安心で 住みよい地域になっていきます。

### ① 共助

隣近所で協力し合い、地域の力で地域を守ることが大切です。

災害が起きたとき、地域を守れるかどうかは、日頃の備えと隣同士の助け合いにかかっています。

⇒だから、**区や自治会はどうしても必要**なのです。

### ② 自主防災会

「自分たちの地域は自分たちで守る。」という連帯感に基づき結成される自主防災 組織が自主防災会です。区や自治会単位で構成されます。

1995年の阪神・淡路大震災においては、自治会を中心とした日常の「ご近所づきあい」が、救助・救援活動に大きく役立ったという事実があります。この大震災では、崩壊した建物などの下敷きから救出された人の約8割は、家族や近隣住民によるものだったと推計されています。

# [Q&A]

- Q どうしても区や自治会 に入らなければいけない のですか?
- A 区や自治会加入の強制はできませんが、区・自治会では道路の防犯灯の設置や電気料を負担し、ゴミステーションの管理をしています。防災・防犯、ゴミなど、生活に密着した問題は、隣近所や区・自治会の助け合いが必要となるので、ぜひとも加入をお願いします。



# 3. 区・自治会の主な活動例

地域を快適で住みよくするために、**地域の皆さんが協力して、様々な活動を行っています。**その活動は、地域によって異なりますが、おおむね次のとおりです。

# (1)レクリェーション・福利厚生

様々な活動や行事を通じて、住民相互の交流を深め、楽しさや心のふれあいを発見する場です。

- ① 体育祭りや球技大会、ウォーキング大会などのスポーツ活動への参加
- ② 文化祭(展)などの文化活動
- ③ 祭りなどの地域まつり
- ④ 世代間交流イベントなどの交流活動
- ⑤ 高齢者レクリェーションや敬老会の開催
- ⑥ 地域への広報活動
- ⑦ 集会所・公民館建設や改修及び維持管理

など……

### (2) 生活環境整備

住みよい生活環境を整えるために、地域の中で住民の皆さんが協力して解決する共 通課題は、おおむね次のような課題です。

- ① 防犯灯の設置及び維持管理
- ② 防犯パトロールなどの防犯活動
- ③ 災害時の助け合いや危険箇所のチェックなどの防災活動
- ④ 火災時の消火活動
- ⑤ 子どもや青少年の育成活動
- ⑥ 高齢者などへの福祉活動
- ⑦ 資源回収などのリサイクル活動
- ⑧ 花壇づくりや植樹などの緑化活動
- 9 道路や公園などの清掃活動

など……

# 4. 会長と役員の役割

区や自治会を自主的、民主的に運営していくには、その組織を取りまとめていく代表者が必要です。それが区長や自治会長であり、それぞれの区・自治会を総務し、その活動の中心になっていただくものです。

なお、区長・自治会長だけでは会を運営していくことはできません。副自治会 長などの役員や組長が会長を補佐し、みんなで協力して区・自治会活動を行いま す。主な職務は次のとおりです。(内容は区や自治会により異なります。)

### (1)区長・自治会長

- 区や自治会の代表として会務を総括します。
- ・地域の問題に対する調整や、町政への要望、意見などを取りまとめます。また、町への各種補助金や防犯灯の設置申請を行います。
- 広報誌やチラシ、回覧板等の配布や会員相互の情報伝達を行います。
- •区・自治会行事を取り仕切り、役員や組長に指示します。
- ・自主防災会の結成と育成の中心的役割を担います。また、自主防災会と連携し、地域の防災・消火活動や訓練を行います。
- 自治会連合会の構成員として、他の区・自治会長と情報交換、意見交換を行います。

### (2)副区長•副自治会長

・区長・自治会長を補佐し、会の円滑な運営に寄与し、会長が不在の場合はその職務を 代行します。

### (3)組長

- ・区・自治会長からの情報を各世帯に伝達し、回覧板を回すとともに配布物(自治会総会資料、広報誌、議会だより、チラシなど)を各世帯へ配布します。
- •区・自治会行事や防災訓練・消火訓練への参加を呼びかけます。
- ・町内会費を集金します。
- 区・自治会員宅の訃報を連絡します。
- ・防犯灯の球切れを区・自治会長に連絡します。
- 入会・退会の連絡を区・自治会長にします。

# 5. 会長の心がけ

区・自治会は、子どもからお年寄り(老若男女)まで、多くの方々で構成される組織です。 その代表である区長・自治会長の役割は大変重要です。区・自治会をまとめ、活動を行っていくために会長はこんなことに心がけます。

### (1) 行動や言動には責任を持つ

区・自治会活動は、自発的な活動です。やむを得ず引受けたとしても、一旦引受けたからには責任を持ってやり遂げます。

### (2) プライバシーは必ず守る

住民の秘密やプライバシーを知る機会も増えてきます。興味本位に口外することなく、秘密やプライバシーは絶対に守ります。

### (3)ひとりで抱えず、分担する

自分一人で抱え込まずに、それぞれの得意分野で役員や会員に仕事を分担します。

### (4)幅広い住民参加のための工夫

区・自治会活動は、住民の総意を常に反映させ、多くの住民の参加を得るために、アンケートの実施など住民のニーズや関心をつかみ創意工夫に努めます。

### (5) 相手の立場や考え方を尊重

区・自治会活動を進める上では、民主的に多くの会員と十分に話し合い、お互いを認め合い、理解し合って活動を進められるように心がけます。

### (6) 男女共同参画への配慮

自治会においても、男女共同参画を推進することはとても重要なことです。役員が 男性ばかりということのないよう男女平等について配慮します。

# (7) 子どもたちも参画

子どもの考え方を聞いたり、子どもに参画したりしてもらうことにより、大人も改めて区・自治会活動を見直す機会が得られます。



# 6. 組織運営

多くの人々が参加する区・自治会活動を円滑に行うためには、住民に開かれた しっかりとした組織運営を行うことが大切です。

### (1)組織運営に必要なもの

それぞれの区・自治会によって、組織の運営は様々です。皆さんが参加する区・自治会の組織運営に必要なものを紹介します。

お金

### 事業計画・予算(決算)

活動を行うには、お金が 必要となり、どのようにお 金を使うのか、会計処理に 透明性が求められます。 ルール

#### 規約

何のために区・自治会の活動を行うのか?どのように行うのか?区・自治会を運営する基本的なルールが必要です。

役員

会長は誰にするのか?役員の役割は? 民主的に役員を決定し、協力して組織運営をします。



#### 総会・役員会

どのように、区・自治会を運営し、活動していくのか。会員が納得できるように、会議運営を心がけます。

広報

区・自治会をみんなで作っていく意識を持っていただくために、活動の内容や予算・決算などを会員に伝えます。

情報

会議

# (2)区・自治会の1年間(活動例)

区・自治会では、1年間を通じ、さまざまな行事が行われます。

多くの区・自治会は、1月に始まり12月で終わる事業計画や予算を組んで、前年末に総会にはかり、承認(決定)してから活動が始まります。(4月から翌年3月までのところもあります。)

# ◎年間行事例(船津地区の場合)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月
初寄り合い	節分祭参加(役員)		縄 張 り	沿車を季本育祭の(ウォーキング大会) 1 万 人 の 清 掃 活 動	船津自治消防隊合同訓練	育成之	ジンナ 本 桑	季 例		役員会引継打合せ	会会

#### ・ 毎週(※)

町からの配布物(※配布物がある場合、第2木曜日を除いた木曜日に回覧・全戸配布の文書の配達を行います。)

#### ・毎月

広報誌の配布

第3日曜日 資源ごみ回収(区や自治会により異なります。)

第4日曜日 公園清掃(区や自治会により異なります。)

#### ・随時

防犯パトロール、子ども見守り隊、街灯や道路の点検、道路及び水路の清掃など

- ※ 以上のような活動や行事等がありますので、計画的に運営を行ってください。
- ※ 多くの人が参加できるような活動を心がけましょう。

# 7. 加入促進対策

自分たちの住む地域を良くするためには、皆さんの参加と協力が必要です。 区・自治会に対する住民の関心を深め、より多く加入していただくために、未加入者や転入者が加入しやすい雰囲気づくりやきっかけづくりに努めましょう。

区や自治会の役員が未加入者、転入者を訪問し、**積極的に働きかける**ことも必要です。また、一番身近な組の皆さんやお隣さんが加入の呼びかけをしていただくと大変効果的です。

自治会に加入したいのだけれども、加入の仕方がわからない。あるいは、自治会へ加入してもいいけれど、加入する行為が面倒くさいという方もいると思います。これらの方々は、**お誘い**があれば加入していただけるのではないかと思います。皆様のご協力をお願いいたします。

### (1) A市のある自治会では…

### ① 引っ越してきた方に、あいさつと加入案内状!

新しく引っ越してきた方のために、区長・自治会長名、役員の名前や連絡先などを記入した加入案内状を作成しています。「不明な点などはご遠慮なく」と記載し、役員が持参して、区・自治会活動の内容もお知らせすると、区・自治会活動の大切さを理解され加入促進に効果的です。

### ② 「ちょっとなら」のきっかけでコミュニティー!

「ちょっとなら」の気持ちで自治会の活動に参加しました。たまたま、その反省会があり、活動をやり遂げた達成感とともに、今まであいさつを交わす程度だった人たちと地域の話題で盛り上がり、いつの間にかみんなと一緒にコミュニティー活動ができました。「ちょっとなら…」「私にできることなら…」と思っている人は、たくさんいるはずです。

### (2) B市のある自治会では…

### ① 協力してもらった人には感謝の言葉を!

活動後、協力してくれた人や頑張ってもらった人には、区や自治会の広報誌で感謝の言葉を掲載したり、協力してくれた人を紹介することで、その人の励みとなり、他の人からは「今度は協力するからね。」などの言葉もいただけます。

# 区・自治会 加入の仕方

〇お隣さんや組長など、ご近所の方に加入申し込み先 (区・自治会)を問い合わせる。

### もしくは

〇町役場の担当者(地域係)に問い合わせる。

加入申し込み先 (区・自治会)をご案内します。

(★地域係TEL0555-72-1170)



〇巻末(最終ページ)の加入申込書に記入し、区長・自治会長 又は組長に提出する。

※提出先は、それぞれの区・自治会の指示に従ってください



# 8. 区・自治会への各種補助金

区・自治会活動を支援するため、以下の補助金等を交付しています。詳しくは 各担当へお問い合わせください。

### **(1)公民館整備事業補助金** (生涯学習課 72-6053)

・区や自治会での活動拠点となるコミュニティー施設や公民館などを整備する場合、 町では基本的には建設費の2割を補助します。地区によっては財産区からの補助もあります。

### (2)区・自治会街灯補助金 、街灯の新設及び改修

(地域防災課地域係 72-1170 、都市整備課建設係72-1179)

- 夜間における屋外照明や犯罪等を防止する目的のために設置している、街灯の電気料について補助金を交付するものです。
- ・各財産区からの繰出金を財源にしているため、補助金交付額は地区ごとに異なります。
- ・街灯の新設及び改修については、都市整備課から現物を支給しますので、各区・自 治会において設置工事をお願いします。なお、現在はLED蛍光灯を支給します。
- ・蛍光管のみの取替えは、各区・自治会でお願いします。

### (3) 自主防災会に対する補助金(地域防災課防災係 72-1170)

- ①防災ラビット管理補助金
- ・各自主防災会が所有しているラビットの維持管理経費として、1 団体当たり 8,000 円を補助します。
- ③ 自治消防隊合同訓練補助金
- ・船津地区自治消防隊による合同訓練参加費として、1団体当たり 10,000円を補助します。(財源は船津財産区の繰出金を充てます。)

# (4) 自主防災マップ作成補助金・地域共助補助金

(地域防災課防災係 72-1170)

- ・避難所や防火水利の位置などを明記した防災マップの作成に対し、経費の一部を補助し、災害時の地域住民の情報源として活用していただくものです。
- ・区単位、自治会単位で作成をしていただいた場合、印刷費について 30,000 円を補助します。また、一部の地区においては財産区の繰出金を財源として、さらに 30,000 円の補助があります。

### (5) 花壇花苗補助 (環境課資源保全担当 72-3169)

• 区や自治会が管理するまちかど花壇、緑地帯などに植える花苗を現物支給します。

### (6) 資源ごみ回収補助 (環境課生活環境担当 72-3169)

・区や自治会が資源ごみを回収し専門事業者に持ち込む場合、1kg当たり7円及び定額(現在30,000円)の補助を行います。

### (7)体育振興補助金(生涯学習課社会体育係73-1220)

・地区での体育振興を目的として、各財産区が区や自治会加入世帯に対して、1世帯 当たり400円から2,000円を補助しています。(船津400円、小立1,000円、 河口500円、勝山2,000円)

これらの地区以外でも、財産区が総額で補助しています。 (大石 50,000 円、 長浜59,000 円、西湖 151,384 円、根場 59,600 円、富士ヶ嶺 150,000 円)

### (8)公民館活動及び運営補助(生涯学習課 72-6053)

・区や自治会での地域づくりの拠点であり学習の場である公民館のある区や自治会に対し、公民館管理運営交付金を出しています。分館として位置づけられている公民館は40,000円、自治公民館は30,000円となっています。

## (9) 育成会運営補助 (生涯学習課 72-6053)

・子どもたちの健全育成を進めるため、区や自治会加入世帯に対し1世帯当たり 150 円を補助します。また、一部の地区においては町の補助金に加え、体育振興補助金と同様に財産区の繰出金を財源とした補助を行っています。

# 9. 区·自治会担当課

まちづくりを進めるにあたり、町民の視点に立った行政運営ができるように町と区・自治会が連携を図りながら、行政が区・自治会を理解し、区・自治会も行政を理解していただく必要があります。双方の調整を推進するために、地域防災課に地域係を置いています。

区や自治会に関することは、お気軽にご相談ください。

「問合せ先」 地域防災課 地域係 電話 0555-72-1170

### ◎業務内容

- ① 町の施策や情報提供
- ② 区長・自治会長会議の開催、進行
- ③ 区・自治会から町に対する意見等を担当課へ伝える。
- ④ 区・自治会と協力して加入促進を図る。
- ⑤ その他、区・自治会との連絡調整
- ※担当職員2名で対応します。
- ※区・自治会からの提言やアイデアなどを出していただき、町の施策に反映していきます。

※苦情をいただくためのものではありませんので、ご理解ください。



# 10. 区・自治会とかかわりの深い町の業務と担当課

富士河口湖町役場 代表電話番号 0555-72-1111

#### 〇生活関連

業務内容	担 当 課	電話番号
出生、死亡、婚姻、住民登録、印鑑登録等	住民課	72-1114
国保、年金、後期高齢者医療	1 注入i未	<i>                                    </i>
健康診断	健康増進課 健康増進係	72-6037
母子手帳等	子育て支援課母子保健係	72-1174

### ○環境関連

業務内容	担 当 課	電話番号
公害、衛生、清掃、ゴミ回収、公園墓地等	環境課	72-3169
景観、公園の管理等	都市整備課 公園管理係	72-1976

### ○教育関連

業務内容	担 当 課	電話番号
就学援助、学校施設等	学校教育課	72-6052
就学手続き、学校給食等	学校教育課	72-6052
教育相談	教育センター	83-3022
社会教育、文化財、青少年教育等	生涯学習課 社会教育係	72-6053
図書館及び図書館活動		73-1212
スポーツ推進、体育施設の管理等	生涯学習課 社会体育係	73-1220

#### ○福祉関連

業務内容	担 当 課	電話番号
生活保護、民生児童委員等	福祉推進課 社会福祉係	72-6028
高齢者福祉、保険給付、 要介護認定等	福祉推進課 社会福祉係	72-6028
	健康増進課 介護保険係	72-6037
	健康増進課 地域包括支	72-1999
	援センター	
保育所、児童及び母子福祉	子育て支援課 児童福祉係	72-1174

### ○建設・住宅関連

業 務 内 容	担 当 課	電話番号	
道路、水路、交通安全施設等	都市整備課 建設係	72-1179	
建築、耐震診断及び耐震改修、町営住宅等	都市整備課 都市計画係	72-1976	

### 〇税金関連

業務内容	担 当 課	電話番号
土地、家屋等	税務課 資産税係	72-1113
町民税及び国保税、軽自動車税等	税務課 住民税係	72-1113
介護保険料	健康増進課 介護保険係	72-6037
	税務課 収納係(徴収)	72-1113

### ○防災•安全関連

業務内容	担 当 課	電話番号
防災全般、避難所、交通安全等	地域防災課 防災係	72-1170
災害復旧、防犯灯、安全施設・除雪対策等	都市整備課 建設係	72-1179

### ○その他

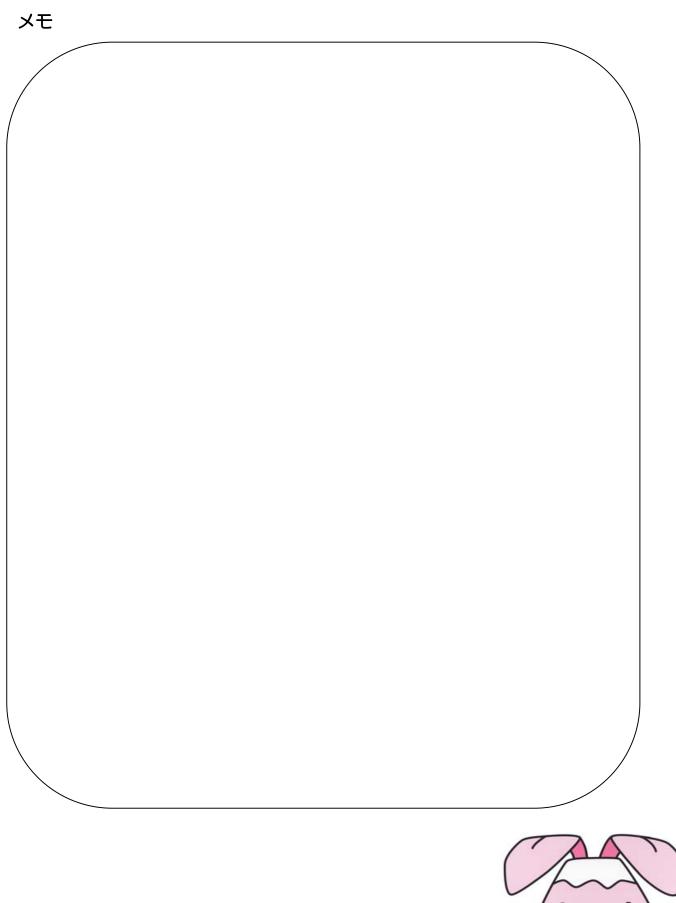
業務内容	担 当 課	電話番号
予算•決算等、秘書等	総務課	72-1112
広報•男女共同参画等	政策企画課	72-1129
上水道、下水道、料金等	水道課	72-1620

### ○関連官庁

業務内容	担 当 課	電話番号
防火、火災、危険物、救急等	富士五湖消防本部	72-0119
	河口湖消防署	



各課の業務内容の詳細は『富士河口湖町 暮らしの便利帳』に掲載されています。





# 区・自治会に加入しましょう!!

巻末

区・自治会がわから

### [区会・自治会の活動内容]

1. 災害に強い地域づくり、まちづくりを目指します。

災害時には、隣近所でお互いの安全を守る共助が大切になります。 防災マップ、避難者名簿で自治会員を把握をしたり、日頃からの防災訓練により、地域のつながり、輪を 拡げ災害に強いまちづくりを目指します。

2. 地域の美化活動を推進します。

地域の歩道や花壇など公共の場所に花を植えたり、公園など地域の施設が快適に利用できるよう清掃や草取りなど美化活動をすすめています。また、ごみ集積場所の清掃、管理を行うなど暮らしやすいまちづくりに努力するとともに、ごみの減量化にも積極的に協力しています。

3. 地域のコミュニティー活動を推進します。

あなたの地区の区・自治会は

地域の人々が交流することは、円滑な地域活動を行っていくうえで欠かすことができません。公民館活動や運動会、夏祭りなど様々なレクリエーション活動を行い、交流する機会や場をもちます。 子供クラブ活動の支援、育成会への支援などこれからを担う子供たちのために協力しています。

4. その他、各種陳情や調整など町行政への橋渡し役として、地域づくりに役立っております。

		地	I区		区•自治会		ない場合は、地域防 災課地域係へお問い
		🗵	長・自治会長 _		になりま	ます。 	合わせください。 TEL 72-1170
	電話番号	 • 自治会の加	<b> 入に関するお問い台</b>    き り と		_ です。 、 <b>お住まいの[</b> 	区•自治会	₹^ ~
加入申込書 ——				_ 区・自治会に加入します。			
<u> </u>				令和	年 月	<b>3</b> E	3
	住	所				_	
	氏	名					
	14						

- ※ 各区・自治会に指定の様式がある場合は、そちらをお使い下さい。
- ※ 手順①お住まいの区・自治会を調べる(役場等)→手順②対象の区・自治会で内容を確認。
- ※ →手順③上記加入用紙、あるいは、区・自治会で決められたの方法で加入する。



富士河口湖町キャラクター「ふじぴょん」